

# 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減収した方の 水道料金を全額免除いたします！（6月又は7月請求分）

## 免除の対象者

「大分市と水道の契約を結んでいるお客様」で、次のいずれかに該当する方。

※水道の契約者は、検針時に郵便受け等に投函する「水道使用量等のお知らせ」に記載されている使用者になります。

- ①令和2年3月～5月において、いずれかの月の売上が前年同月比で50%以上減少している全ての事業者
- ②大分市の新型コロナウイルス感染症拡大への対策としての支援・助成制度の適用を受けている個人のお客様（大分市の支援・助成制度については裏面参照）

免除決定には、お客様から申請書等の書類を提出していただく必要があります。

## 免除となる料金

6月に請求する「水道料金」（4月・5月使用水量分）  
7月に請求する「水道料金」（5月・6月使用水量分）  
} いずれかの料金を  
**全額免除**

※下水道使用料については免除対象になりませんのでご注意ください。

## 提出書類

上記「免除の対象者」の①に該当するお客様

**ア. 水道料金免除申請書兼誓約書**

**イ. 前年同月比で売上が50%以上の減少していることが確認できる書類**

（確定申告書の写し及び月額売上一覧表、損益計算書、試算表などの帳簿、台帳の写し等）

※「大分市小規模事業者店舗家賃支援事業」の支援を受けている方は、決定通知書の写しのみで可

上記「免除の対象者」の②に該当するお客様

**ア. 水道料金免除申請書兼誓約書**

**イ. 大分市の支援及び助成を受けたことが確認できる書類**

（対象となる支援及び助成制度の決定通知書等の写し）※対象事業については裏面参照

免除申請書は市のホームページからダウンロードできます。また、免除申請書の郵送も承りますので下記お問い合わせ先までお気軽にお申し付けください。また、下記窓口にも設置しています。

・大分市上下水道局営業課 ・東部料金センター ・西部料金センター ・市民課水道窓口 ・各支所

## 提出先・期限

【提出先】 〒870-0045 大分市城崎町1丁目5番20号 大分市上下水道局 営業課 宛  
（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、**原則郵送での申請となります**）

※上下水道局営業課でも提出は可能ですが、窓口の混雑を避けるため**必ず事前に電話予約をお願いします。**（受付 平日8:30～17:15まで）

【受付開始】 令和2年5月8日（金）から

【申請期限】 6月請求分の免除申請 ⇒ **令和2年6月8日（月）必着**

7月請求分の免除申請 ⇒ **令和2年7月7日（火）必着**

[ お問い合わせ・ご相談先 ]

大分市上下水道局 営業課 ☎097-538-1211（平日8:30～17:15まで）

# 水道料金免除の対象となる大分市の支援・助成制度

## 【世帯で申請】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け 主に <b>休業</b> 等により 収入が減少した	新型コロナウイルス感染症の影響を受け 主に <b>失業</b> 等により 収入が減少した	<b>住居</b> を失った・ 失うかもしれない
<b>貸付 緊急小口資金(特例)</b> ●貸付上限：20万円以内 ●据置期間：1年以内 ●償還期限：2年以内	<b>貸付 総合支援資金(特例)</b> ●貸付上限：単身15万円以内、 2人以上20万円以内 ●据置期間：1年以内 ●償還期限：10年以内 ●貸付期間：原則3カ月以内	<b>住居確保給付金</b> (支給要件があります。) ●支給額：家賃相当額(生活保護の住宅 扶助限度額が上限) ●支給期間：原則3カ月(延長ができる 場合もあります。)
<b>問 市社会福祉協議会 ☎547-8319</b>		

新型コロナウイルス感染症の影響を受け 一時的に <b>収入</b> が 減少した <b>ひとり親の人</b>	<b>母子・父子・寡婦福祉資金 (生活資金)</b> ●ひとり親となって7年未満の人またはひとり親で離職後1年以内の人が生活 資金を借りる際、保証人がいないときに必要な利子を補給(年利1.0%)
<b>問 子育て支援課 ☎537-5721</b>	

新型コロナウイルス感染症の影響を受け <b>家計</b> が <b>急変</b> し、 子どもの <b>学資</b> が <b>足りない</b>	<b>就学援助</b> (感染症の影響による家計急変に対応します。)※支給要件があります。 ●就学(小・中学校・義務教育学校)に必要な経費の一部を援助
<b>大分市緊急採用奨学資金 (資格要件があります。)</b> ●貸与額：高校・高専(国公立) 10,000円/月 (私立) 20,000円/月 大学・短大 45,000円/月 ●貸与期間：貸与決定月から1年間 ●返還期間：15年以内	
<b>問 学校教育課 ☎537-5903</b>	

## 【事業主が申請】

売り上げが <b>半減した</b>	<b>小規模事業者店舗家賃                  支援事業</b> ●補助限度額：8万円/月 (3月～5月の家賃相当額) ●補助率：5分の4 ●申請期限：6月30日(火)
<b>問 商工労政課 ☎547-9791 (コールセンター)</b>	

※詳しくは、市報及び市ホームページをご覧ください。